

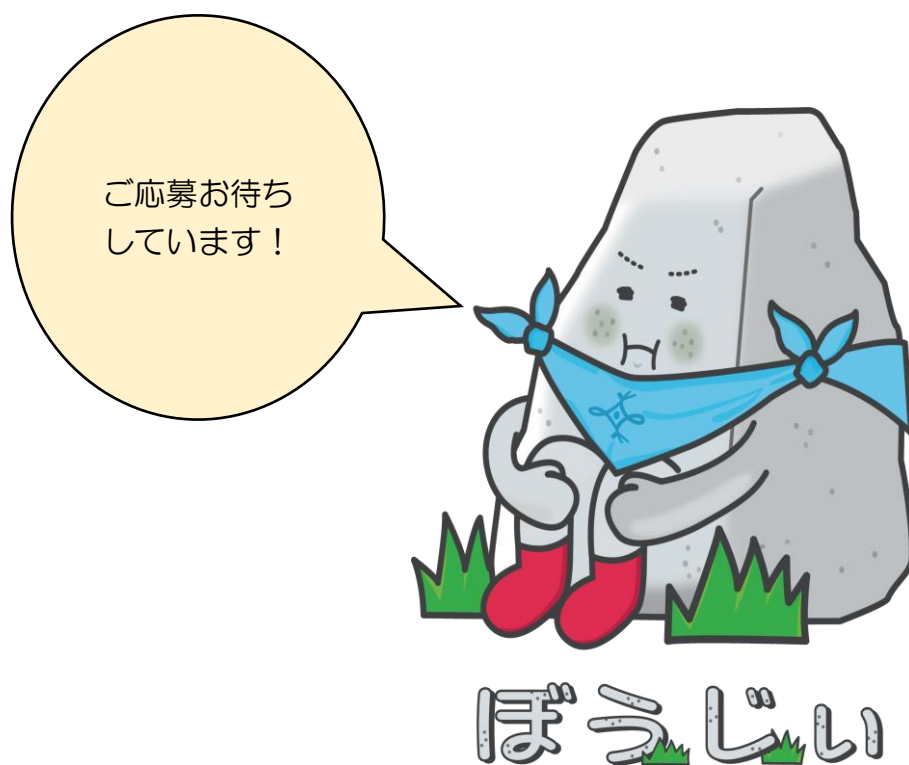
令和3年度
太子町提案型協働事業

～町制施行70周年を一緒に祝おう～

手引き

募集期間

令和3年1月25日(月)～令和3年2月26日(金)



兵庫県太子町

※ 本事業は、令和3年度当初予算の可決後に正式実施となります。

はじめに

今日の急激に変化する社会情勢や多様化する住民生活などの数多くの地域課題を効果的・効率的に解決していくことが求められています。

そのためには、行政だけでなく住民がまちづくりに参画し、行政と協働していくことが重要です。

太子町では、令和元年度より、住民の柔軟な創意工夫やアイデアをまちづくりに活かすため、地域の住民団体が提案する地域課題の解決や住民福祉の向上に資する事業の経費を補助し、協働して実施する提案型協働事業制度を継続して実施しています。

この提案型協働事業制度が、住民のみなさんがまちづくりに関わるキッカケとなり、住民主体のまちづくりを進める「地域の活力」の掘り起こしに繋がることを期待しています。



たいし君とあすか姫

提案から事業採択までの流れ（令和3年度）

【事業の提案】

- ① 提案された事業の募集開始
- ② 必要に応じて、提案団体と事業関係課との協議・提案事業内容調整
- ③ 応募書類の提出
(1月25日～2月26日)

◆ 提案団体は、募集期間内に以下の事項を行ってください。

- ① 事業の企画・立案、提出書類の作成。
- ② 企画政策課へ相談・書類の提出。
- ③ 企画政策課は、町に求める役割について、必要に応じて提案団体と関係課との協議について調整します。
※ 提出資料のほか、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

【提案事業の審査】

太子町提案型協働事業審査会にて、提案団体によるプレゼンテーション(趣旨説明)を行い、提案された事業を審査します。
(3月下旬予定)

◆ 提案団体は、プレゼンテーション審査の準備をしてください。

- ※ 審査会の基本資料は、応募時に提出した事業提案書等の書類を使用します。その他、プレゼンテーション審査に必要な資料(パワーポイント等)がある場合は、事前に相談してください。

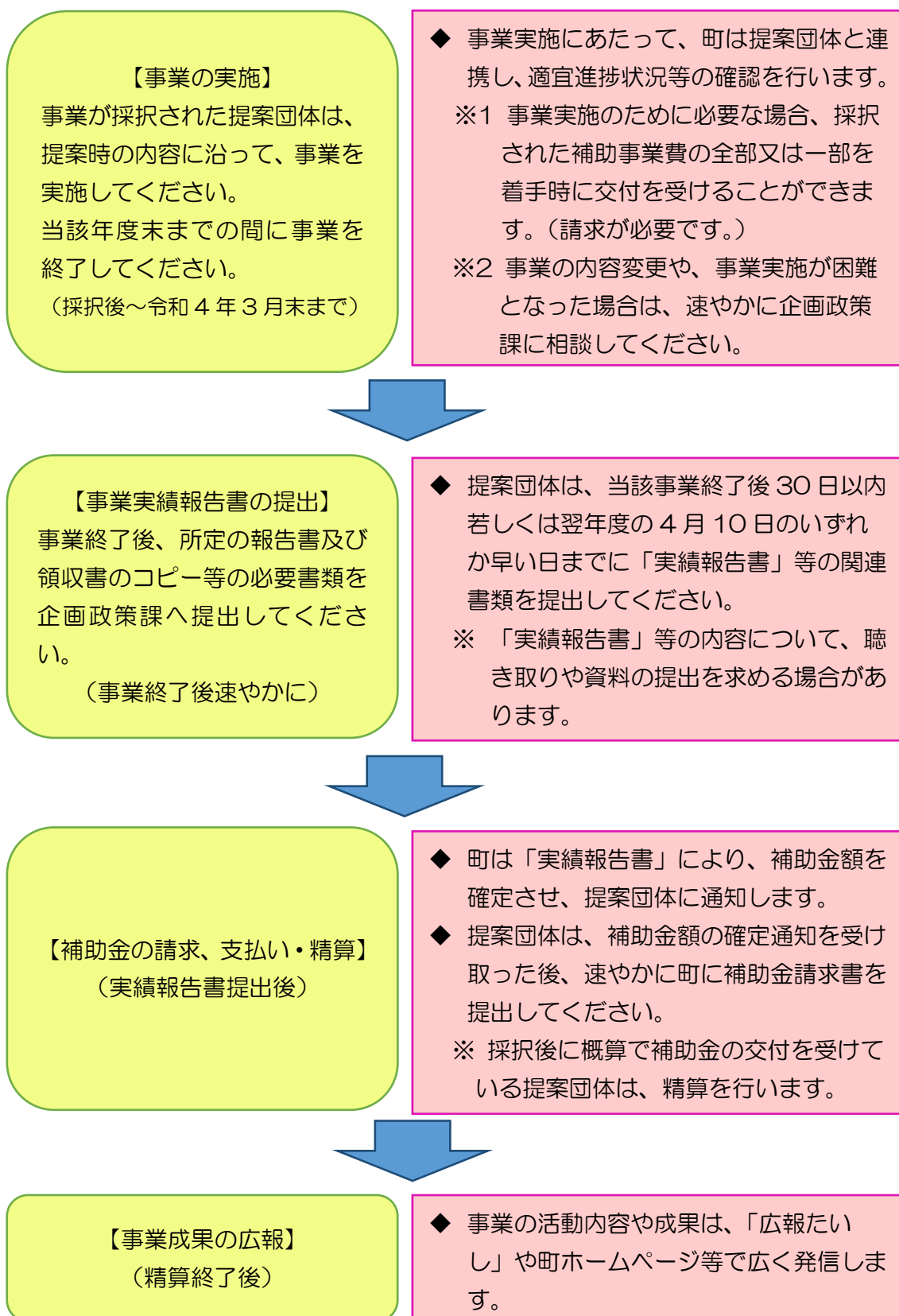
【採択する事業の決定】

(4月上旬予定)

◆ 審査会の結果を受けて、町長が採択事業を決定します。

- ※ 提案団体には、結果を文書でお知らせします。

事業採択から事業終了までの流れ（令和3年度）



【協働事業を提案及び実施できる団体】

◆次の要件をすべて満たす法人又は団体（以下、「住民団体」という。）です。

- ① 町内に所在地を有する若しくは、町内で日常の公益活動を行うものであること
- ② 組織の運営に関する定款、会則、規約等が定められていること
- ③ 適正な会計処理が行われていること
- ④ 法人並びに団体の代表者が町税を滞納していない団体であること

想定される住民団体の一例

NPO、自治会、まちづくり協議会、PTA など

◆次のいずれかの要件に該当する住民団体は、事業の提案及び実施のどちらもすることはできません。

- ① 営利又は、政治、宗教若しくは選挙活動を目的としているもの
- ② 太子町暴力団排除条例（平成25年条例第7号）第2条各号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者等であるもの

【対象となる協働事業】

◆太子町の地域課題の解決に取り組む事業で、以下の前提要件を満たす事業が対象となります。前提要件を満たしたうえで、募集テーマに沿った内容としてください。

○前提要件

事業を実施しようとする住民団体が自ら企画し、住民の交流促進や住民生活・福祉の向上に寄与する事業

○募集テーマ

町が協働事業として特に必要と認める場合、募集にあたってテーマを定める場合があります。

※ 令和3年度の「募集テーマ」については、次ページをご確認ください。

募集テーマ	概要
町制施行70周年を住民のみなさんと享受できる事業	<p>令和3年は太子町制施行70周年の記念の年です。</p> <p>この記念の年を住民の皆さんと共有し、太子町の更なる発展のキッカケとなる年にしたいと考えています。</p> <p>70年という歴史を振り返り、シニア世代には、太子町に根付く伝統を若者世代に伝え、その成長を温かく見守っていただくこと。</p> <p>若者世代には、太子町の歴史を知り、まちへの愛着を醸成しつつ、成長していく糧としていただくことなど、70周年を盛り上げる機運を高めることが期待できる事業を募集します。</p>

【要注意】 次のいずれかに該当する事業は、対象となりません。

- (1) 当該事業に従事する人の安全確保が難しい事業
- (2) 営利、政治、宗教若しくは選挙活動を目的とする事業
- (3) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- (4) 国、県、他の市町及びそれらの外郭団体等の補助を受ける事業
- (5) その他公序良俗に反する事業
- (6) 過去に本事業の採択を受けた同一団体による同一内容の事業

※ (6) について

同一事業であっても、当該事業に新たな要素を加えることによって、住民団体の活動の活性化や住民の福祉の向上など新たな付加価値が認められる事業は対象となります。

※ 営利を目的とした事業は対象となりませんが、事業によりサービスを受ける方から実費などの負担金を求める場合は、対象事業となります。

(ただし、当該負担金等の額は、補助金額には含まれません)

【協働事業の実施期間】

◆事業の実施期間は、原則単年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間）に行われるものを対象とします。

すでに着手し継続中の事業も対象事業となりますが、本事業として採択された場合は、上記期間内に事業を終了する必要があります。

【応募期間と提出書類】

◆事業の提案期間は、令和3年1月25日（月）から令和3年2月26日（金）までに、町企画政策課に必要書類を添えて応募してください。提出書類は、町企画政策課で配布するほか、町のホームページからもダウンロードできます。

【提出書類】

- ① 太子町提案型協働事業提案書
- ② 事業計画書
- ③ 提案団体構成員名簿兼関係団体一覧
- ④ 太子町提案型協働事業に係る人件費に関する調書
- ⑤ 定款・規約等の写し又はこれに代わるもの
- ⑥ 直近の決算書の写し（設立初年度の場合を除く）
- ⑦ 直近2年間に実施した事業内容が分かる書類等（未作成の団体を除く）
- ⑧ その他、町長が必要と認める書類

※ ④の書類は、人件費の支払いを予定している団体のみ提出してください。

【事業の協働について】

- ◆本事業は、住民団体と行政が互いに公平な立場で協働し進めていくものです。
提案しようとする住民団体は、企画する事業の内容から協働の相手方となる担当課と、提案内容について協議を行ってください。
担当課が不明な場合は、企画政策課へ相談してください。
役場の中で提案事業に最も関係ある関係課との協議を通して、その内容を整理し、町としてどのような関わり、取り組みができるか検討していきます。
協議した結果を、② 事業計画書の「7.関係課との協議結果」及び「8.町に求める役割等」の欄に記載してください。
また、この検討の段階で、必要があれば提出書類の修正を求める場合があります。



【補助対象経費について】

◆以下の「補助対象となる経費」のうち事業の実施に必要なものと町が認める経費について、上限30万円までを助成します。

なお、事業の中止や、当初提案された内容より逸脱した事業内容や支出を行った場合、補助の対象除外若しくは、返還していただくこととなります。

○補助対象となる経費

No	補助対象経費	詳細
1	報償費	外部の講師や指導者などに、協働事業への協力や会議の出席に対するお礼として支払う謝礼金など。
2	旅費	外部の講師、指導者、事業補助者などが活動場所や会議開催場所へ移動することに要する交通費など。 ただし、ガソリン代は除く。 宿泊費にあたっては、10,000円/日を限度とします。
3	消耗品費	マスク、消毒液、募集案内・プログラム・活動資料の報告書などを作成するための印刷用紙代、事務用品費、材料費、書籍購入費など、当該事業のみに使用し、かつ、使い切る消耗品に要する経費。
4	印刷製本費	募集案内、広報用ポスター、プログラム、活動資料、報告書などを作成するためのコピー代、参加者に配布する冊子などの印刷及び製本に要する経費など。
5	原材料費	物品の製作や工事等を自ら行う際の材料費。
6	通信運搬費	募集案内、広報用ポスター、プログラム、活動資料、報告書などの郵送に必要な切手代や宅配料金、電話料やFAX料金、活動場所まで資材等を配送する場合に必要な運搬費など。
7	保険料	事業の実施に伴い加入する傷害保険や賠償責任保険の保険料など。
8	使用料・賃借料	会議・ワークショップ・ミーティングのための会議室使用料や、事業実施に必要な物品のレンタル料など。
9	その他事業に必要であると認められる経費	町長が特に必要と認める経費。 (事前に相談してください。)
10	人件費	団体の構成員や雇人等が当該事業の実施にあたり従事した時間分の人件費など。 ただし、補助交付決定額の20%を限度とします。

◆事業実施のために必要な場合、採択された補助事業費の全部又は一部を、着手時に交付を受けることができます。（概算の請求書の提出が必要です。）事業完了後、実際に事業に要した費用を精査のうえ、必要であれば精算し返還いただくことがあります。

【採択事業の審査、決定】

◆太子町提案型協働事業審査会において、「審査の基準」に基づき、提案された事業の審査を行いその結果を参考に町が採択する事業を決定します。

審査の結果については、「太子町提案型協働事業審査結果通知書」により提案団体に対して個別に通知します。

◆【審査の基準】（予定）

事業審査は、主に以下の点に着眼して行います。

《企画の内容》

- ・地域課題や社会課題の解決につながる事業であるか
- ・住民福祉の向上や地域全体の利益向上につながる事業であるか
- ・新たな発想による先進的な事業であるか
- ・想定した目的や事業効果が得られる事業内容であるか。
- ・募集テーマに合致した事業内容であるか。

《事業の実現性》

- ・経費（費用）の積算は適切か
- ・計画上に無理がなく、実現可能な事業か。

《協働の有効性》

- ・提案団体の特性が活かされた事業であるか
- ・提案団体と町の役割分担が明確かつ妥当であるか
- ・提案団体が将来にわたって自立及び継続的な活動をすることにつながるか

※ 新型コロナウイルス感染症の影響で、審査方法が変更になる場合があります。

【事業実施にあたって】

◆採択された事業については、「太子町提案型協働事業審査結果通知書」に基づき、事業を実施してください。

なお、必要に応じて新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで事業に取り組んでください。

採択事業を実施する住民団体とは、実施事業の進捗状況を共有しながら進めます。

また、やむを得ない理由により、事業の内容変更や、事業実施が困難となった場合は、速やかに町企画政策課に報告・相談のうえ、その後の指示を受けてください。

【実績報告について】

◆協働事業が終了したら、事業終了後30日以内若しくは、4月10日のいずれか早い日までに、実績報告を行ってください。

◀実績報告時に必要な書類▶

- ①補助事業等実績報告書
- ②事業実績書（所定の様式の内容を具備していれば、任意様式可）
- ③収支決算書
- ④太子町提案型協働事業に係る人件費に関する調書（人件費の支出があった団体のみ）
- ⑤太子町提案型協働事業に係る領収書 総括表
- ⑥領収書（コピー）
- ⑦その他、町長が必要と認める書類

※ 実績報告の内容について、聞き取りを行う場合があります。

【補助金の請求・受領】

◆町は実績報告の内容を確認のうえ、補助対象となる経費の精査等を行い、補助金額を確定し、提案団体に通知します。

提案団体は補助金額の確定通知を受け取った後、町に補助金等交付請求書を提出してください。町は請求書を受け取った後、概ね1か月以内に補助金を交付します。

なお、事業着手時に概算で補助金額を交付している場合は、確定額との差額を交付します。

また、概算で交付した金額が確定額より過大に交付している場合は返還していただきます。

【事業の広報】

事業の活動内容や成果は、「広報たいし」や町ホームページ等で広く発信します。

また、他の活動団体にノウハウを伝えていただくため、町刊行誌への記事掲載や、会議での成果発表等をお願いすることがあります。



【問い合わせ先】

〒671-1592

兵庫県揖保郡太子町鷗 280 番地 1

太子町役場 総務部企画政策課 地域安全係

Tel 079-277-5998

Fax 079-276-3892

e-mail kikaku@town.hyogo-taishi.lg.jp

様式

太子町長

様

年 月 日

団体所在地

団体名

代表者名

(事業責任者氏名)

(TEL)

太子町提案型協働事業提案書

令和__年度太子町提案型協働事業について、以下のとおり関係書類を添えて提案します。なお、当該提案に伴い町税の滞納の有無について調査を行うことに同意します。

事業テーマ	町制70周年を住民みんなで享受できる事業
経費等	① 当該事業に要する経費（全額） _____ 円 ② うち補助対象経費 _____ 円
添付書類	<input type="checkbox"/> 1 事業計画書 <input type="checkbox"/> 2 提案団体構成員名簿兼関係団体一覧 <input type="checkbox"/> 3 太子町提案型協働事業に係る人件費に関する調書 <input type="checkbox"/> 4 定款、規約等の写し又はこれに代わるもの <input type="checkbox"/> 5 直近の決算書の写し（設立初年度の場合を除く） <input type="checkbox"/> 6 直近2年間に実施した事業内容が分かる報告書又はこれ代わるもの <input type="checkbox"/> 7 その他町長が必要と認める書類 <hr/> <p>・3については、「人件費」の支出を予定している場合のみ提出してください。 ・7の資料については、審査の参考資料としますので、作成している団体は提出してください。 ・選定に関する書類等については、個人情報を除き、原則公開とします。 ・やむを得ない事情で添付資料が欠ける場合は、事前に相談してください。</p>

事業計画書

1. 事業の名称		
2. 提案要旨		
3. 団体調書	団体の名称	
	所在地	〒
	代表者名	
	連絡先 <small>(上記と違う場合)</small>	〒
	主な活動拠点 <small>(上記と違う場合)</small>	〒
	会員数 <small>(提案時点の数を記載)</small>	個人 人 (内 太子町民 人) 関係団体 団体
	事業担当責任者	氏 名 TEL - - FAX - - E-mail
4. 事業の目的・ 効果等	目的	
	事業を実施することにより期待される効果又は達成目標	
	当該事業者の対象者 <input type="checkbox"/> 太子町民 <input type="checkbox"/> 主に太子町民 <input type="checkbox"/> その他 ()	

<p>5. 事業の概要</p>	<p>(事業内容を詳しく説明するため必要な場合は、別途 A4 サイズ・任意様式の企画書を提出してください。その場合、審査の際、使用する資料として活用することも考慮してください。)</p>
-----------------	---

6. 事業スケジュール		
年 月 日	活 動 内 容	実 施 場 所
7. 関係課との協議 結果	(協議した担当課)	
	(協議した内容)	
8. 町に求める役割等	(補助金の交付を除く予算の支出が伴わない範囲で、当該協働事業を行う上で、町に求める役割を記入してください。)	

(単位：円)

9. 事業収支予算			
(科目は例示ですので、必要に応じて追加し、又は削除してください)			
収 入	科 目	内 容	金 額
	補助金		円
			円
			円
			円
			円
			円
	合 計		円
支 出	科 目	内 容	金 額
	報償費		円
	旅費		円
	消耗品費		円
	印刷製本費		円
	原材料費		円
	通信運搬費		円
	保険料		円
	使用料・賃借料		円
	その他		円
	小 計		円
人件費		円	
合 計		円	

提案団体構成員名簿兼関係団体一覧

〈構成員（役員）〉		団体名 代表者名
役職名	ふりがな 氏名	住 所

※ 構成員が11名以上の場合は、役員情報を記載してください。

〈関係団体一覧〉

団体名	住 所

【提案時用】

太子町提案型協働事業に係る人件費に関する調書

No.	名前	所属団体	本事業に係る 人件費（円）	主に従事する事務作業
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 本事業に係る人件費（予定）の内訳について記入してください。

年 月 日

申請人
団体所在地

団体名

代表者

記入例

令和 3 年 2 月 10 日

太子町長 様

団体所在地 兵庫県揖保郡太子町
鵜280番地1

団体名 NPO法人 太子〇〇会

代表者名 太子 太郎

(事業責任者氏名 飛鳥 花子)

(TEL 079-277-XXXX)

太子町提案型協働事業提案書

令和 3 年度太子町提案型協働事業について、以下のとおり関係書類を添えて提案します。なお、当該提案に伴い町税の滞納の有無について調査を行うことに同意します。

事業テーマ	町制70周年を住民みんなで享受できる事業
経費等	① 当該事業に要する経費（全額） <u>300,000</u> 円 ② うち補助対象経費 <u>300,000</u> 円
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 1 事業計画書 <input checked="" type="checkbox"/> 2 提案団体構成員名簿兼関係団体一覧 <input checked="" type="checkbox"/> 3 太子町提案型協働事業に係る人件費に関する調書 <input checked="" type="checkbox"/> 4 定款、規約等の写し又はこれに代わるもの <input checked="" type="checkbox"/> 5 直近の決算書の写し（設立初年度の場合を除く） <input checked="" type="checkbox"/> 6 直近2年間に実施した事業内容が分かる報告書又はこれ代わるもの <input type="checkbox"/> 7 その他町長が必要と認める書類 <hr/> <p>・3については、「人件費」の支出を予定している場合のみ提出してください。 ・7の資料については、審査の参考資料としますので、作成している団体は提出してください。 ・選定に関する書類等については、個人情報を除き、原則公開とします。 ・やむを得ない事情で添付資料が欠ける場合は、事前に相談してください。</p>

事業計画書

1. 事業の名称	町制 70 周年イベントでの町の歴史をまとめたブースの設置	
2. 提案要旨	町制 70 周年を祝うイベントの場で、誌面や歴史背景をまとめたブースを設置し、住民の皆さんに太子町の歴史を知ってもらう。	
3. 団体調書	団体の名称	NPO 法人 太子〇〇会
	所在地	〒671-1561 兵庫県揖保郡太子町鶴 280 番地 1
	代表者名	太子 太郎
	連絡先 <small>(上記と違う場合)</small>	〒
	主な活動拠点 <small>(上記と違う場合)</small>	〒
	会員数 <small>(提案時点の数を記載)</small>	個人 20 人 (内 太子町民 15 人) 関係団体 0 団体
	事業担当責任者	氏名 飛鳥 花子 TEL 123 - 456 - 7890 FAX 098 - 765 - 4321 E-mail npo-taishi@〇〇〇.jp
4. 事業の目的・ 効果等	目的	町制 70 周年という町のことを考える良い機会であるので、
	事業を実施することにより期待される効果又は達成目標	町を思う郷土愛精神の醸成に繋がる。
	当該事業者の対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 太子町民 <input type="checkbox"/> 主に太子町民 <input type="checkbox"/> その他 ()

<p>5. 事業の概要</p>	<p>(事業内容を詳しく説明するため必要な場合は、別途 A4 サイズ・任意様式の企画書を提出してください。その場合、審査の際、使用する資料として活用することも考慮してください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 町制 70 周年の歩みを感じてもらえるような、記念誌(チラシ・冊子)等の作成に着手する。 編集会議にて冊子作成の専門家の講座を受講し、記念誌のデザインや内容の方向性を議論する。 ② 月 2 回のペースで編集会議を開催する。 場所は、役場会議室若しくはオンラインにて開催。 記念誌の構成の検討を進める。 ③ イベントチラシの編集・作成・町内各所への配布の実施 当日の段取り(スケジュール)案の検討を進める。 ④ イベント当日にブースを設置。 来場者への記念誌の配付・提供を行う。
-----------------	---

6. 事業スケジュール		
年 月 日	活 動 内 容	実 施 場 所
令和3年○月○日	・ 編集会議発足 第1回ミーティング	役場会議室
令和3年◇月◇日	・ 第2回ミーティング 記念誌の構成検討	役場会議室
令和3年◇月◆日	・ 第3回ミーティング 記念誌の構成検討	オンライン
令和3年△月△日	・ 第4回ミーティング 記念誌の構成検討	オンライン
令和3年△月▲日	・ 第5回ミーティング 記念誌の構成検討	役場会議室
令和3年×月×日	・ 第6回ミーティング 記念誌の最終確認 イベント当日の段取り確認	役場会議室
令和3年◎月◎日	・ 町制70周年イベントでのブース設置・来場者対応	イベント会場
7. 関係課との協議 結果	(協議した担当課) 企画政策課	
	(協議した内容) 町制70周年イベントでのブース設置に関すること	
8. 町に求める役割等	(補助金の交付を除く予算の支出が伴わない範囲で、当該協働事業を行う上で、町に求める役割を記入してください。) ・ ブース設置に必要な資器材の可能な範囲での提供 ・ ブース設置に関するPRへの協力 ・ イベント当日におけるブース設置案内への配慮 ・ 記念誌の内容の一部確認作業	など

(単位：円)

9. 事業収支予算			
(科目は例示ですので、必要に応じて追加し、又は削除してください)			
収 入	科 目	内 容	金 額
	補助金	太子町提案型協働事業補助金	300,000円
			円
			円
			円
			円
			円
	合 計		円
支 出	科 目	内 容	金 額
	報償費	アドバイザー講師料	60,000円
	旅費	取材費	10,000円
	消耗品費	テープ、ハサミ、A4印刷用紙、消毒液	15,000円
	印刷製本費	印刷発注費@20円×5,000枚	100,000円
	原材料費		円
	通信運搬費	イベントチラシ配布	30,000円
	保険料	活動保険料	20,000円
	使用料・賃借料	会議室賃借料(3,000×5回分)	15,000円
	その他		円
	小 計		250,000円
人件費	メンバー10名分	50,000円	
合 計		300,000円	

提案団体構成員名簿兼関係団体一覧

〈構成員（役員）〉

団体名 NPO法人 太子○○会

代表者名 太子 太郎

役 職 名	ふ り が な 氏 名	住 所
会長	太子 太郎	太子町○○番地
副会長	斑鳩 一	太子町△△番地
副会長	龍田 三郎	太子町◇◇番地
会計	太田 次郎	太子町▽▽番地
監査	石海 四郎	太子町◎◎番地

※ 構成員が11名以上の場合は、役員情報を記載してください。

〈関係団体一覧〉

団 体 名	住 所

【提案時用】

太子町提案型協働事業に係る人件費に関する調書

No.	名前	所属団体	本事業に係る 人件費（円）	主に従事する事務作業
1	太子 太郎	NPO法人 太子〇〇会	5,000	町制70周年イベント参加
2	斑鳩 一		5,000	編集会議参加
3	龍田 三郎		5,000	町制70周年イベント参加
4	太田 次郎		5,000	町制70周年イベント参加
5	石海 四郎		5,000	町制70周年イベント参加
6	佐藤 五郎		5,000	町制70周年イベント参加
7	鈴木 六郎		5,000	編集会議参加
8	橋本 七郎		5,000	編集会議参加
9	後藤 八郎		5,000	編集会議参加
10	坂本 九郎		5,000	編集会議参加

※ 本事業に係る人件費（予定）の内訳について記入してください。

令和 3 年 2 月 10 日

申請人

団体所在地

兵庫県揖保郡太子町鶴280番地1

団体名

NPO法人 太子〇〇会

代表者 太子 太郎